

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）26条の規定に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」といい、〇〇福祉事務所を「福祉事務所」という。）が請求人に対し、令和2年3月3日付けで行った同年2月25日を廃止日とする保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張していると解される。

失踪した覚えが無いので、本件処分は違法、不当である。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2 年 1 0 月 9 日	諮問
令和 2 年 1 1 月 1 7 日	審議（第 4 9 回第 4 部会）
令和 2 年 1 2 月 1 6 日	審議（第 5 0 回第 4 部会）

## 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法 1 9 条 1 項によれば、保護の実施機関は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者（同項 1 号）及び居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの（同項 2 号）に対して保護を決定し、かつ、実施しなければならないものとされている。
- (2) 法 2 6 条は、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないと規定している。
- (3) したがって、保護の実施機関は、被保護者が保護の実施機関の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地及び現在地を有すると認められないような場合には、当該被保護者に対する保護を継続することはできず、これを停止又は廃止すべきものと解される（大阪地方裁判所平成 1 6 年 3 月 1 8 日判決（判例地方自治 2 6 4 号 9 1 頁）参照）。
- (4) また、法 6 1 条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関又は

福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされており、被保護者に届出の義務を課している。

- (5) 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）によれば、「失踪とは、『行方をくらますこと』であり、生活保護の実施機関と被保護者との関係で言えば、被保護者が、実施機関に対する事前の申出なく、一方的にそれまでの居所を去って連絡が取れなくなることである。居住地のない被保護者が失踪した場合は、実施機関の管内に法第19条第1項第2号に規定する現在地を有するとは認められなくなるので、保護を廃止する。したがって、事前に行先を告げていたり、携帯電話で連絡が取れる場合などは、失踪には当たらない。このような場合は、最低1週間は保護を継続したまま、可能な限り本人の所在を把握して連絡を取り、来所を求めることに努める必要がある。実施機関が努力を尽くしても本人が来所しなかった場合は、管内の現在地を有しなくなったことを理由に保護を廃止することも止むを得ない。また、ある時点から連絡が取れなくなった場合は、その時点で失踪となる。」とされている（運用事例集 問2-6の回答1）。

運用事例集 問8-44「長期不在ケースの取扱い」によれば、「6月25日に訪問調査を行ったところ、5月15日にアパートの荷物が搬出され、契約も解除したことが家主の説明から判明した。なお、転出先は不明である。保護費は6月分まで口座に振り込まれており、すでに引き出されていた。」との問いに対し、「この事例のように、転出が明らかであり、所在が不明となった場合には、転出が確認された5月16日付で保護の廃止を行い、5月分保護費の日割りを行った上、5月過払い分は戻入あるいは法第80条により返還免除を行う。また6月分に

については、不当利得として地方自治法施行令第159条により戻入処理を行う。」と回答されている。

そして、運用事例集の上記各取扱いはいずれも法19条1項2号の「福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」の解釈として合理性を有するものと認められる。

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

- (1) 処分庁は、令和2年2月24日に請求人から、「現在の〇〇から転居致します」などと記載された書面をファクシミリにより受信したこと、それを受け、担当職員が、同月26日及び同月27日にアパートの賃貸人に架電したところ、請求人との賃貸借契約を同月24日に解除したこと、請求人は同日に退去したこと及び転居先は不明であることを聞き取った上でアパートを訪問して退去の事実を確認したこと並びに請求人に同月26日及び同月27日に2度架電したが応答がなかったこと、がそれぞれ認められる。

そして、処分庁は、同年3月2日に、請求人がアパートを退去したこと、連絡がとれず現在の居住地が不明であると認められたことから、請求人については福祉事務所の所管区域内に居住地を有しなくなったものであるとして、法26条に基づき保護を廃止する旨の本件処分を行ったことが認められる。

- (2) そうすると、請求人は、処分庁に対し、転居先を届け出ることなく、アパートを退去したことが明らかであり、また、処分庁が、請求人に連絡を取ることができず所在が不明と認められたとして、アパートの賃貸借契約解除及び明渡し日の翌日である令和2年2月25日をもって、請求人について失踪したものと判断して行った本件処分に不合理な点はなく、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、第3のとおり主張するが、「被保護者が、実施機関

に対する事前の申出なく、一方的にそれまでの居所を去って連絡が取れなくなること」（上記 1・(5)）との失踪の定義に該当していることは明らかであることから、請求人の主張は理由がない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美